

第2次米子市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)



第2次米子市一般廃棄物処理基本計画とは

第1次基本計画から5年が経過し、第1次基本計画で定めた施策の取り組みや目標の達成状況の評価を行い、平成27年度を目標年度として、第2次基本計画を策定しました。

この計画は、本市における計画的なごみ処理の推進を図る「ごみ処理基本計画」と、生活排水処理対策を図るための「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画からなっております。

計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

平成27年度を目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

- ①情報発信の推進と環境教育・環境学習の充実
- ②ごみの発生抑制・排出抑制の推進
- ③リサイクルの推進
- ④適正かつ効率的な処理・処分の推進

(2) 目標値の設定

- ①鳥取県内での比較
市部ではごみの排出量が多く、山間部は比較的少ない状況から比較が難しい。
- ②人口規模や都市形態が似通っている類似団体(42市)との比較
本市は、家庭系ごみの排出量は平均より少なく、事業系ごみは平均を大きく上回っています。このため、事業系ごみの対応が必要となっています。

(3) 分別区分ごとの目標

平成27年度に設定した1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率(資源化率)及び最終処分率の目標値を達成するために、各種施策の実施によって達成を目指す分別区分ごとの具体的な目標を次のとおり定めます。

家庭系ごみ	○可燃ごみ、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ、有害ごみ 1人1日当たりの排出量を平成22年度に対して10%減量する。 ○資源物 1人1日当たりの排出量を平成22年度に対して5%減量する。 ○集団回収 年間回収量を平成22年度に比べて20%増加させる。
事業系ごみ	○可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物(ペットボトル、缶・ビン類) 総排出量を平成22年度に比べて20%減量する。 ○事業系食品リサイクル排出量 総排出量を平成22年度に比べて10%減量する。

(4) ごみ減量化の目標値

①ごみ排出量の目標値

平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量を960gとする。
(家庭系ごみ610グラム、事業系ごみ350グラム)

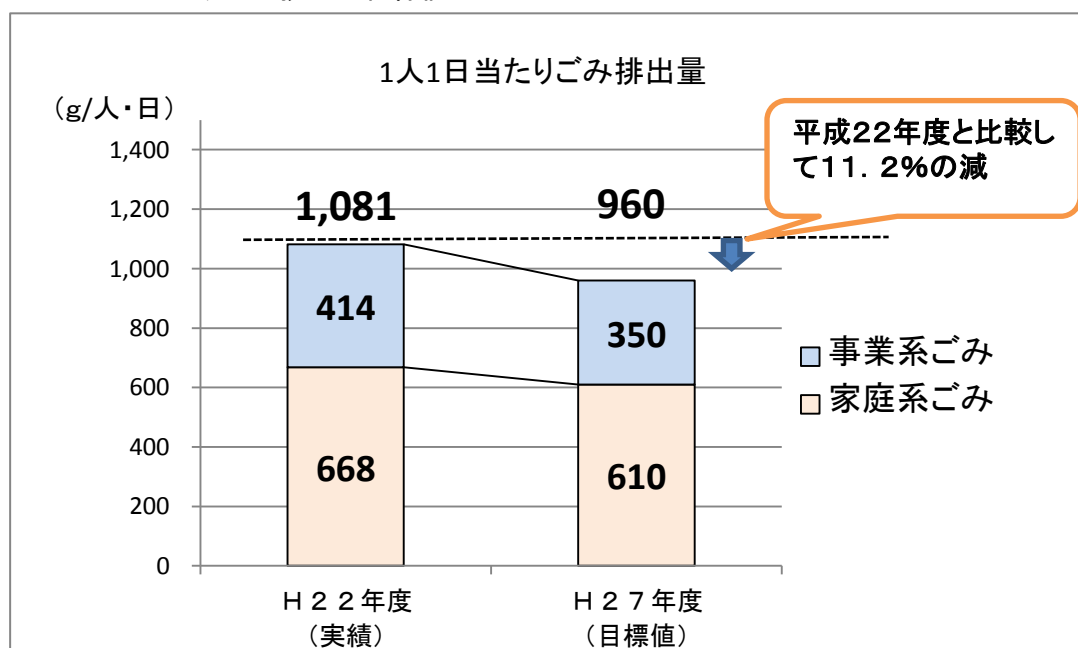
②リサイクル率及び最終処分率の目標値

- ・平成27年度のリサイクル率を22.5%以上とする。
- ・平成27年度最終処分率を6.1%以下とする。

<ごみ減量化の目標値>

		平成22年度 実績	平成27年度 目標値	平成22年度比
1人1日当たりのごみ排出量	家庭系	668g	610g	△8.7%
	事業系	414g	350g	△15.5%
	合計	1,081g	960g	△11.2%
リサイクル率		21.3%	22.5%以上	H22との差 1.2ポイント
最終処分率		6.4%	6.1%以下	H22との差 △0.3ポイント

<1人1日当たりごみ排出量目標値>



(5) 主な具体的施策

①情報発信の推進と環境教育・環境学習の充実

- ◇ホームページ、広報紙等を活用した情報発信
- ◇リサイクルショップ等の情報発信
- ◇携帯電話を活用した市民に役立つ情報の提供
- ◇小中学校、高校、公民館等での環境学習講座の開催
- ◇クリーンセンターなどのごみ処理施設の見学の実施
- ◇ごみの収集体験など体験型学習、親子を対象とした環境学習等の実施
- ◇自治会等でのごみ分別講習会の開催
- ◇給食での食べ残しを少なくするような学校での取り組み

②ごみの発生抑制・排出抑制の推進

- ◇自治会、リサイクル推進員等と連携した地域におけるごみの発生・排出抑制の啓発活動の推進
- ◇30リットルサイズの可燃ごみ袋の導入の検討
- ◇生ごみの水切りの促進
- ◇生ごみ処理機、処理容器の購入費補助
- ◇ダンボールを利用した生ごみ堆肥づくりの普及促進
- ◇生ごみの減量化・資源化の調査・研究
- ◇事業系生ごみについて食品リサイクル法の周知や、リサイクル方法等の情報提供
- ◇事業者向けガイドブックの作成
- ◇事業所のごみ減量取組事例紹介
- ◇米子市クリーンセンターでの搬入監視の強化
- ◇事業所及び収集運搬許可業者から排出状況の実態を調査
- ◇トレイ等の店頭回収充実、簡易包装等の働きかけ
- ◇マイバッグ持参、ノーレジ袋運動の取り組み促進

③リサイクルの推進

- ◇市民、事業者への分別排出の徹底の周知
- ◇「ごみ分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分別・出し方早見表」、ホームページによる分別ルール周知
- ◇ごみ組成調査による分別排出達成度の評価
- ◇分別収集及び資源ごみのリサイクルの継続
- ◇資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度による集団回収の支援、広報の強化
- ◇スーパー等の店頭での資源回収の取り組みやリサイクルショップやフリーマーケット等の情報発信
- ◇店頭回収の拡充、利用についての市民への啓発
- ◇公共施設などでの拠点回収の検討
- ◇古着のリサイクルの調査・研究
- ◇資源ごみの資源化業者の情報を提供
- ◇紙類の資源化拡大
- ◇紙おむつの別途処理の調査・研究

④適正かつ効率的な処理・処分の推進

- ◇高齢者等の支援・市民サービスの向上
- ◇最終処分場の確保の検討を働きかけ
- ◇不法投棄・ポイ捨ての巡回パトロールの実施
- ◇災害時に発生するごみの適正処理

生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理の基本方針

- ①公共下水道整備事業の推進
- ②水洗化の促進
- ③合併処理浄化槽の普及促進
- ④し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
- ⑤教育・啓発活動の充実

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理の基本方針

- ①し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、収集運搬量の減少が見込まれるため、効率的な体制を検討することとします。
- ②し尿及び浄化槽汚泥の処理については、引き続き適正処理に努めることとします。

計画の見直し

本計画は、**P l a n** (計画の策定)、**D o** (施策の実行)、**C h e c k** (点検・評価)、**A c t i o n** (見直し・改善)の**P D C A**サイクルにより、目標値の達成状況・施策の取り組み状況を評価し、継続的に計画の改善を図っていきます。



本編（計画の全文）は、環境政策課窓口、またはホームページで閲覧することができます。
（平成24年8月発行）

【お問い合わせ先】

米子市環境政策局環境政策課 〒683-8686 鳥取県米子市中町20番地
電話：0859-23-5259 FAX：0859-23-5258